

## 第二審の判決を受けて

2015年8月28日

国際福音キリスト教団 牧師一同

尊い主の御名を心より崇め、賛美いたします。

いつも皆様にはお祈りとご支援をたまり、心より感謝申し上げます。

すでにご存知の方もおられると思いますが、去る7月29日になされた民事裁判第二審判決について、簡単に説明させていただきます。

第二審判決は、第一審判決と同様、私たちの主張を棄却しました。しかし、高裁の第二審判決は、法律が定める客観的な証拠や合理的な検証によるものではなく、「一般的に考えれば、という固定観念」と「歪曲された印象による偏った推測」などの要因による、まったく「不当な判決」であると思います。また、被控訴人は日本人女性で、控訴人は韓国人男性という「人種差別的な偏見」も影響していると感じております。

私たちは、この非常に偏った高裁の判断および判決に驚きを禁じえないとともに、このような「不当な判決」に対して、真相と真実が明らかにされるまで、全力で努力する所存です。

### 私たちが高裁の判決を不当とする理由

昨年の第一審の判決も、「法律が定める客観的な証拠」や「合理的な検証」によるものではなく、「一般的に考えれば、という固定観念」と「歪曲された印象による偏った推測」によってなされたものであります。そのため私たちは、高裁に控訴しました。そして、一審の判決の問題点を指摘し、私たちの潔白を証明できる客観的かつ揺るがない証拠を集めて、高裁に提出しました。ですから、当然、公正な判決がなされると信じていました。

しかし、残念ながら、高裁がそのような証拠や資料に対して、その証拠能力を真剣に検証していないことは、下記の判決文により明らかです。

「当事者双方は、その他当審においてもそれぞれ原審と同旨の主張をし、原審の認定判断について種々指摘して証拠を提出するが、上記各主張に理由がないことは原判決（前記1のとおり改めた後のもの）の説示するとおりであり、この認定判断は、当審における主張立証によっても左右されない。したがって、当事者双方の上記各主張はいずれも採用することができない。」（第二審の判決文の12項）

上記の文を読むとお分かりになるように、私たちが一審の判決の問題点を指摘し、潔白を証明できる種々の証拠を示したにも関わらず、高裁はそれらに対して「なぜ証拠として価値がないのか」、あるいは「なぜ信憑性がないのか」などの理由をまったく説明していません。それにも関わらず、提出した証拠を「いずれも採用することができない」と不当な判決を下しています。

このように、高裁の判決は合理的かつ客観的な判断を基になされたものではなく、高裁が高裁としての役割・機能を果たしていないことは明白であります。

ですから、私たちは今後、一審判決の問題とそれに対する私たちの反論及び客観的な証拠などを示し、第一審判決をそのまま認めた高裁の判決の不当性を明らかにしたいと思います。(ただし、その内容が多岐に渡りますので、別紙にて説明させていただきます。)

今回、私たちはこのような一審と二審の不当な判決に対して、真実が明らかにされ、正しい裁判が行われることを期待しつつ、上告いたしました。今後の最高裁での審議においては、「一般的に考えれば、という固定概念」と「歪曲された印象による偏った推測」、「人種差別的な偏見」などに左右されず、法律が定める客観的な証拠や合理的な検証によって、刑事裁判が確実な証拠に基づいて判決が下されたように、徹底的かつ公正な裁判がなされるように、強く願うものであります。

私たちはこのような状況下に置かれていますが、引き続き、お祈りとご支援をいただけましたら、幸いです。

「私たちは、四方八方から苦しめられますが、窮することはありません。途方に泣いていますが、行きづまることはありません。迫害されていますが、見捨てられることはありません。倒されますが、滅びません。いつでもイエスの死をこの身に帯びていますが、それは、イエスのいのちが私たちの身において明らかに示されるためです。私たち生きている者は、イエスのために絶えず死に渡されていますが、それは、イエスのいのちが私たちの死ぬべき肉体において明らかに示されるためなのです。こうして、死は私たちのうちに働き、いのちはあなたがたのうちに働くのです。」(Ⅱコリント 4:8-12)

以上